

平成19年6月25日

文化庁長官
青 木 保 殿

著作権問題を考える創作者団体協議会

議長 三 田 誠 広

(社団法人日本文藝家協会副理事長)



著作権の保護期間の戦時加算問題の 早期解決に向けて（要望）

日頃は著作権問題に関して、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

当協議会は、著作権保護期間の延長と併せて標記戦時加算の廃止を目指して活動しております。

このたび、著作権協会世界連合（CISAC）は、本年6月1日ブリュッセルで総会を開催し、日本にのみ課せられている戦時加算について、加盟団体が会員にこの権利を行使しないよう働きかけることを要請する決議を満場一致で採択しました。

この決議は、当協議会を構成する、日本のCISAC加盟団体からの要請に応じて採択されたものであり、長年の課題であった戦時加算の廃止に向けて、このような民間団体による国際的合意が得られたことは極めて意義深いことと考えます。

つきましては、この決議に対して何卒ご理解をいただき、戦時加算問題の早期解決に向けて特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

<戦時加算とは>

戦時加算とは、太平洋戦争中においてわが国が連合国（アメリカなど15ヶ国）の著作権を保護していなかったとの理由により、1952年に調印されたサンフランシスコ平和条約により、連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間に約10年加算して保護しなければならないとする条約上の義務です。

なお、ドイツやイタリアはこのような義務を課されていない上、戦争下において著作権が保護されていなかったとする事情は、交戦国双方に共通のものであるはずですが、この戦時加算はわが国のみに一方的に課せられているものです。

著作権の保護期間に関する 戦時加算問題の早期解決を

2007年6月14日

著作権問題を考える創作者団体協議会

CISAC（著作権協会国際連合）が日本の戦時加算の解消を要請する決議を満場一致で採択（2007年6月1日）

CISACは、6月1日、ブリュッセル（ベルギー）で開催された総会で、日本にのみ課せられている戦時加算について、加盟団体は会員に権利行使しないよう働きかけることを要請する決議文を満場一致で採択しました。戦時加算が解消されない限り、著作権の世界で戦後はまだ終わらないといわれてきました。このたび民間レベルの協議により、戦時加算の実質的な解消に向けての国際的合意が得られたことは、極めて大きな意義を有するものです。

CISAC総会の決議内容（抜粋）は次のとおりです。

日本国が、戦後から今日に至るまでの60年以上にわたり一貫してこの戦時加算義務を果たしてきたこと、及び日本の加盟団体が戦時加算義務の解消を強く希望していることに鑑み、以下のことを決議する。

1. CISACは、加盟団体が会員に対し戦時加算の権利を行使しないよう働きかけることを要請する。
2. 行使しないこととする時期については、日本の著作権保護期間が著作者の生存中及び死後70年までに延長される時期等を基準に、当該加盟団体の判断に委ねる。

CISACはこの決議を日本国政府に伝える。

（注）CISAC：1926年に設立。世界各国の著作権管理団体で構成される非営利、民間の国際組織。現在114ヶ国・地域217団体が加盟。日本からは日本音楽著作権協会（JASRAC）が1960年、日本脚本家連盟が1987年、日本美術著作権機構が1999年に加盟している。

戦時加算とは ～日本にのみ課せられている一方的な義務です。～

- ①日本にのみ課せられた条約上の義務で、連合国民の一部の著作物の著作権について、通常の保護期間に約10年間の期間を加算しなければなりません。

戦時加算とは、太平洋戦争中において連合国の著作権を守っていなかったとの理由により、1952年に調印されたサンフランシスコ平和条約15条(c)の規定により、わが国にのみ課せられた義務です。連合国民が開戦の日の前日時点で有していた著作権については昭和16年12月8日から、同日以降に取得した著作権については取得の日から平和条約発効の前日までの日数を、通常の保護期間に加算して保護することをいいます。

ドイツやイタリアは実質的にこのような義務は負っていません。加算される期間は、対象となる各国の批准時期によって異なります。

***戦時加算対象の連合国（下記の15ヶ国）と加算期間**

- ① 3794日加算：イギリス、フランス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、
ニュージーランド、パキスタン、スリランカ
② 3816日加算：ブラジル ③ 3844日加算：オランダ ④ 3846日加算：ノルウェー
⑤ 3910日加算：ベルギー ⑥ 3929日加算：南アフリカ連邦
⑦ 4180日加算：ギリシャ ⑧ 4413日加算：レバノン

②サンフランシスコ平和条約以来の長年の課題です。

戦時加算特例法を制定した第13回国会(昭和27年)において、当時の岡崎勝男外務大臣は、平和条約が著作権について不平等な内容となっていることに関して、わが国の著作権者の利益を確保するため、将来的には連合国側に何らかの措置を求めていくとの答弁をしています。当初からこの戦時加算の解消は課題となっており、長年の懸案です。

③わが国はすでに連合国民の逸失利益を回復しました。

戦争下において著作権の管理が実質的に行われていなかったという事情は、交戦国双方に共通のものであり、敗戦国のみが戦時加算義務を負うことには合理性・正当性はありません。当時、このような「不平等条約」を甘受せざるを得なかった状況があったにせよ、戦後60年以上を経た今日、わが国のコンテンツビジネスの市場規模は世界トップレベルにまで成長し、連合国民の逸失利益はすでに回復したものと考えます。

**「著作権問題を考える創作者団体協議会」など民間の取組みと政府の努力
による戦時加算問題の早期解決を**

著作権問題を考える創作者団体協議会は、3月12日付けでCISAC事務局長に書簡を送り、日本の戦時加算の解消についての理解と支援を要請しました。3月22日のCISAC理事会は、全会一致でこれを承認しました。そのことが今回のCISAC総会の決議につながりました。

このような関係国の民間同士の取組みの上に立って、政府がこのCISAC決議を真剣に受け止め、戦時加算問題の早期解決に向けて努めることを強く要望します。

著作権問題を考える創作者団体協議会（17団体）

(社) 日本文藝家協会 (協) 日本脚本家連盟 (協) 日本シナリオ作家協会
(社) 日本児童文学者協会 (社) 日本児童文芸家協会 (社) 日本演劇協会
(社) 日本美術家連盟 日本美術著作権連合 (中間法人) 日本写真著作権協会
(協) 日本写真家ユニオン (社) 日本漫画家協会 (社) 日本音楽著作権協会
(社) 音楽出版社協会 (社) 日本レコード協会 (社) 日本歌手協会
(社) 日本芸能実演家団体協議会 日本音楽作家団体協議会(※)

(※日本音楽作家団体協議会には次の13団体が加盟しています。)

(社) 日本作曲家協会	(社) 日本作曲家協議会	(社) 日本作詩家協会
(社) 日本童謡協会	日本音楽著作権家連合	日本現代音楽協会
日本作編曲家協会	全日本音楽著作権協会	日本歌謡芸術協会
日本訳詩家協会	詩と音楽の会	日本詩人連盟
全日本児童音楽協会		